

平成 17 年 6 月

ソニー銀行株式会社 御中

三井住友アセットマネジメント株式会社
投信営業グループ

「三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド」申込不可日変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、お取扱いいただいております「三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド」につきまして、下記のとおり申込不可日にかかる信託約款の変更を行う予定ですのでお知らせいたします。なお、本件信託約款変更につきましては、投資家の利便性を高めることを目的とし、運用内容に影響を及ぼすものではないため、「重大な約款変更」にはあたらないものといたします。

なお、本件は7月19日よりご利用いただく目論見書に記載しており7月18日以前はお手元の目論見書をご利用ください。

敬具

記

1. 変更の内容：【変更前】

中国（上海、深セン、香港）の証券取引所が休業日の場合には、取得申込み、一部解約の請求を受け付けません。

【変更後】

香港の証券取引所が休業日の場合には、取得申込み、一部解約の請求を受け付けません。

2. 変更の理由：投資家の利便性を高めるため。

3. 変更予定日：平成17年7月19日（目論見書切替え日）

変更の影響は、平成17年10月以降になります。
（本年に関しましては、申込不可日の予定であった平成17年10月3日～7日が、申込受付可能となります。）

以上